

問題多い国民年金「運用3号適用」

▶国民年金の加入者は、図のように1～3号の3種類に分けられます。3号は本人が厚生年金や共済組合に加入しているわけではなく、保険料は3号の配偶者が加入する厚生年金や共済組合が制度全体で負担しています。3号で一番多いのが「夫がサラリーマンの妻」です。

1号	加入者	20～60歳の自営業者、学生、無職の人など
	保険料	月額1万5100円(4月から1万5020円)
2号	加入者	サラリーマンやOLで厚生年金加入者、公務員の共済年金加入者
	保険料	給与額により決定。保険料は事業主と折半
3号	加入者	20～60歳で、サラリーマンや公務員の妻(配偶者)
	保険料	保険料の負担なし

厚生年金や共済組合に加入しているわけではなく、保険料は3号の配偶者が加入する厚生年金や共済組合が制度全体で負担しています。3号で一番多いのが「夫がサラリーマンの妻」です。

手続きは完璧に

3号になるには「手続き」が必要です。現在は、夫が勤める会社を通じて手続きを行っています。が、手続きをしなければ当然3号から漏れてしまいます。手続きをしていないことに気付いて手続きを行う場合、時効があって2年間分に限りさかのぼって3号への加入が認められていました。しかし平成17年4月からは2年間の時効を超えて3号の手続きができるようになりました。

3号でなくなる場合ですが、①2号の配偶者が資格を失い、1号になった②3号の収入が年収130万円以上になった③2号の配偶者が亡くなった④2号の配偶者と離婚した⑤3号が勤め、2号になった⑥その他(60歳になった、亡くなったなど)です。平成21年、3号の人は1021万人いるそうです。

1号なのに手続きを忘れ、あるいはよく分からないまま手続きをしないで、3号のままになっている人がいます。例えば、①の夫が1号になっているのに、妻は手続きをせず3号のままになっている②の妻の年収が130万円以上になると、健康保険の扶養から外れると同時に年金も3号ではなくなるのに、3号のままになっている人など、推計で100万人以上いると言われています。

「運用3号適用」開始

本来3号ではなかった人の記録を1号にすれば、その間は保険料が未納になるため、無年金になったり、支給されている年金額が減額になったりなど、混乱は避けられません。そこで今年1月から、過去2年分の保険料を支払えば記録上3号になっている期間の保険料は請求せずにそのまま3号にするという「運用3号適用」という新しい年金制度の手続きが始まりました。つまり、実態は1号で未納(誤って記録は3号)→「運用3号適用」で納付済み扱いにするというわけです。既に3000人ぐらいの人が手続きを済ませたそうです。

正真正銘の「1号」の人からすると、実態は同じ「1号」なのに手続きミスをした方が、結果的には得をするという理解しがたい不公平な優遇措置がスタートしていたわけで、2月になって手続きは停止、現在は審議中になっています。この「運用3号適用」、皆さんはどうすればいいと思いますか。



サーティファイド
ファイナンシャル
プランナー 高橋 昌子

暮らしのマネープラン
相談センター所長

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■トータルマネープラン …………… 4回/3万円

(住宅ローン、保険、年金などの総合的アドバイス)

■マイホーム資金計画・住宅ローン 4回/3万円

(無理のない予算、購入時期、最適のローン等アドバイス)

■住宅ローンの見直し …………… 2回/1万円

(見直し・借り換えの効果、借り換えローン等アドバイス)

■生命保険の見直し …………… 2回/5000円

(保障内容の分析、加入・見直し、商品選択等アドバイス)

■年金・老後資金プラン(退職準備) 4回/3万円

(個人年金、役立つ金融商品、退職後の各種手続き等アドバイス)

■相続に関する相談 …………… 5回/5万円

(遺産整理、相続対策、遺言書、相続手続き等のアドバイス)

※予約が必要です。

※回数を目安です。



金沢市広岡1-3-1 シャンブル18(2F) 暮らしのマネープラン相談センター
☎076-232-2038

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

知らなきゃ損する

いしかわ暮らしのマネープラン